

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|-----------------------|--|-----------|--|--|-----------|-----------|---------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 高松空港国際線ターミナルビルの一部の賃貸借 | 支出負担行為担当官 広島検疫所総務課長 吉田 一正 広島検疫所 広島市南区宇品海岸 3-10-17 | 平成33年4月1日 | 高松空港株式会社 香川県高松市香南町岡 1312-7 | 会計法第29条の3 第4項 予算決算及び会計 令第102条の4第3 号(検疫業務に必 要な事務所を高 松空港国際線ター ミナルビル以外の 場所に設置するこ とができないため) | 4,028,220 | 4,028,220 | 100.00% | 0 | | | | |
| 松山空港国際線ターミナルビルの一部の賃貸借 | 支出負担行為担当官 広島検疫所総務課長 吉田 一正 広島検疫所 広島市南区宇品海岸 3-10-17 | 平成33年4月1日 | 松山空港ビル株式会社 愛媛県松山市南吉田町 2731 | 会計法第29条の3 第4項 予算決算及び会計 令第102条の4第3 号(検疫業務に必 要な事務所を高 松空港国際線ター ミナルビル以外の 場所に設置するこ とができないため) | 1,296,204 | 1,296,204 | 100.00% | 0 | | | | |
| 米子空港国際線ターミナルビルの一部の賃貸借 | 支出負担行為担当官 広島検疫所総務課長 吉田 一正 広島検疫所 広島市南区宇品海岸 3-10-17 | 平成33年4月1日 | 米子空港ビル株式会社 鳥取県境港市佐斐神町 1634 | 会計法第29条の3 第4項 予算決算及び会計 令第102条の4第3 号(検疫業務に必 要な事務所を米 子空港国際線ター ミナルビル以外の 場所に設置するこ とができないため) | 1,059,456 | 1,059,456 | 100.00% | 0 | | | | |
| 境夢みなとターミナルの一部の賃貸借 | 支出負担行為担当官 広島検疫所総務課長 吉田 一正 広島検疫所 広島市南区宇品海岸 3-10-17 | 平成33年4月1日 | KSF共同企業体 代表 者 株式会社きさらぎ 鳥取県境港市竹内団地 252-1 | 会計法第29条の3 第4項 予算決算及び会計 令第102条の4第4 号(検疫業務に必 要な事務所を境 夢みなとターミナル 以外の場所に設置 することができない ため) | 1,509,120 | 1,509,120 | 100.00% | 0 | | | | |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。